

平成23年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

6月29日（水曜日）午前10時 開会

※開議宣告

- 日程第1 第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告までについて委員長報告
(質疑・討論・表決)
- 日程第2 第41号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 第42号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第43号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 第44号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 第45号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第7 意見書案第2号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- 1 番 土谷 信也
- 2 番 近藤 紀男
- 3 番 成重 博文
- 4 番 安達 隆
- 5 番 山田 秀夫
- 6 番 松本 博彰
- 7 番 中山田 健晴
- 8 番 河野 徳久
- 9 番 明石 光子
- 10 番 土谷 力
- 11 番 村上 和人
- 12 番 駕海 政幸
- 13 番 安東 正洋
- 14 番 北崎 安行
- 15 番 川原 直記
- 16 番 河野 正春
- 17 番 山本 博文
- 18 番 菅 健雄
- 19 番 徳 永 浄

20 番 大石 忠昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	安藤 隆治
主幹兼議事係長	清水 栄二
庶務係 長	次郎丸 浩一
副 主 幹	岩本 力

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永松 博文
副 市 長	駕海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥田 秀穂
市参事兼総務課長	栞原 茂彦
市参事兼企画政策課長	宮崎 敦夫
市参事兼情報推進課長	中嶋 栄治
市参事兼財政課長	増田 正義
市参事兼農林振興課長	井上 晃一
市参事兼福祉事務所長	野村 信隆
市参事兼消防長	門岡 博通
税 務 課 長	渡辺 功司
市 民 課 長	谷下 幸二
保 険 年 金 課 長	佐藤 清
子育て・健康推進課長	甲斐 智光
人権・同和对策課長	伊東 文夫
環 境 課 長	都甲 賢治
商工観光課長	佐藤 之則
農地整備課長	新田 千代蔵
建 設 課 長	筒井 正之
都 市 建 築 課 長	河野 義雄
上 下 水 道 課 長	近藤 博人
主幹兼総務法規係長	佐々木 真治
秘 書 広 報 係 長	丸山野 幸政

教育庁

教 育 長	河野 潔
総 務 課 長	安東 良介
学 校 教 育 課 長	瀬口 卓士

○議長（村上和人君） 皆さん、おはようございます。

6月29日

これより本日の会議を開きます。

○議長（村上和人君） 日程第1、第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告までを一括議題といたします。

○議長（村上和人君） これより委員長の報告を求めます。

総務委員長安達 隆君。

○総務委員長（安達 隆君） おはようございます。総務委員長報告を行います。

去る6月23日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件及び報告3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第35号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、定住促進住宅整備事業費、訪問型家庭育児支援モデル事業費、緊急雇用創出事業費、安心住まい改修支援事業費、ケーブルテレビを活用した教育のまちづくり推進事業費などが計上されています。

財源については、県支出金及び繰越金で措置されています。

補正額は、2,651万9,000円の増額で、補正後の予算総額は、144億688万4,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、定住促進を図るため、既存の賃貸集合住宅の空き室改修に係る経費の一部を補助する定住促進集合住宅整備事業費が計上されています。

審査の中で多数の委員より、定住促進集合住宅整備事業費の内容について、質疑や意見が出されました。

審査の結果、第35号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、本年4月から5月にかけての記録的な少雨により緊急に渇水対策事業を実施する必要が生じたため、専決処分されたものです。

財源については、県支出金及び繰越金で措置されています。

補正額は、435万円の増額で、補正後の予算総額は、143億8,036万5,000円となっています。

審査の結果、第1号報告の内、本委員会に付託さ

れた部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第4号報告、豊後高田市税特別措置条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の適用期間の延長を行うことについて、専決処分されたものです。

第5号報告、豊後高田市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、震災による住宅、家財等に係る損失の雑損控除に関する特例及び震災により被害を受けた住宅借入金等特別控除の適用住宅に係る税額控除に関する特例の適用について、専決処分されたものです。

審査の結果、第4号報告及び第5号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（村上和人君） 社会文教委員長明石光子君。

○社会文教委員長（明石光子君） おはようございます。

社会文教委員長報告を行います。

去る6月24日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件及び報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第35号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、民生費では、様々な原因から子育てに不安を抱える家庭に対して、子育て経験者や有資格者等が訪問し、指導・助言や支援を行う訪問型家庭育児支援モデル事業費が計上されています。

また、当初予算に計上されていた、昭和の町で子育てひろば事業が、今回、新しい公共支援事業に採択されたことに伴う財源更正が行われています。

衛生費では、緊急雇用創出事業を活用して、健康運動実践指導者等の指導経験者を健康推進指導員として雇用し、各地域の健康増進の取り組みを支援する地域まるごと健康づくり推進事業費が計上されています。

教育費では、児童生徒を対象にしたケーブルテレビによる学習番組の作成と講師育成を行うケーブルテレビを活用した教育のまちづくり推進事業費が計

上されています。

審査の中で委員より、訪問型家庭育児支援モデル事業で育児ストレスや子育て不安などの対象者は、何名ぐらい見込んでいるのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

約1割ぐらいが潜在的な方で、増加傾向にあるので、早期に発見し、解決していきたい。

また、他の委員より、ケーブルテレビを活用した教育のまちづくり推進事業で作成した番組は、今年だけでなく来年も放映できるのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

すべてDVDに録画し、放映後学校に渡す。また、再放送も実施する。

審査の結果、第35号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第37号議案、豊後高田市火葬場条例の廃止については、新火葬場の建設に伴い、既存の火葬場の用途廃止を行うため、条例を廃止するものです。

第38号議案、豊後高田市火葬場条例の制定については、火葬場の新設に伴い、必要な事項を定めるものです。

審査の中で委員より、使用料については、どういう認識をしているのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

使用料については、いまの3,000円からすると4倍になるが、約2,000万円の維持管理の必要が考えられる。市民の方々にはいままでご迷惑をかけているので、担当課が設定した金額より下げた金額で設定している。

これに対し委員より、この金額で決して高いとは思わないという意見が出されました。

また、他の委員より、指定管理者はどういう人を予定しているのか。また、火葬場で一番大事な炉の設計業者は今後どういうふうに関わっていくのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

指定管理者については、市内業者で公募の方向で協議している。炉のメーカーとの関わりは、直接やっていく。

また、他の委員より、指定管理業者とは、建設業者かそれとも葬儀社か。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

はっきりとは言えないが、特殊な技術が必要ではなく、組織としてしっかり維持管理ができるところ

でないと思っている。火葬に必要な研修等も考えている。接客を重要視している。

第39号議案、豊後高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第40号議案、豊後高田市環境美化に関する条例の全部改正については、市・市民・事業者が協働したごみゼロのまちづくりをより積極的に推進していくため、規制対象を重点化し、市民にも分かりやすいごみゼロぶんごたかだ条例として見直しを行うものです。

審査の中で委員より、重点区域の市民への周知については、どういう方法で行うのか。という質疑が出され、執行部より次のような説明がありました。

周知については、あらゆる媒体を使って周知を図り、エリアに看板等工夫しながら取り組んでいきたい。

以上審査の結果、第37号議案から第40号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、少子化対策の暫定措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間実施していた出産育児一時金の4万円の増額を、平成23年4月1日以降も継続することについて、専決処分されたものです。

第3号報告、豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を平成23年度から引き上げることについて、専決処分されたものです。

審査の結果、第2号報告及び第3号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（村上和人君） 産業建設委員長中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） おはようございます。

産業建設委員長報告を行います。

去る6月27日、産業建設委員会を開会し、本会

6月29日

議から付託されました議案2件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第35号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、商工費では、緊急雇用創出事業を活用して、昭和の夢町三丁目館に専属の案内人を配置する観光拠点施設魅力アップ案内人事業費が計上されています。

土木費では、65歳以上の高齢者がいる世帯が行う簡易耐震改修やバリアフリー改修、または、18歳未満の子どもがいる世帯が行う子ども部屋の増築等に係る経費の一部を補助する安心住まい改修支援事業費が計上されています。

審査の結果、第35号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第36号議案、字の区域の変更については、豊後高田市土地開発公社が所有する分譲予定地の合筆を行うものです。

審査の結果、第36号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算(第1号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容については、本年4月から5月にかけての記録的な少雨により緊急に渇水対策事業を実施する必要が生じたため、専決処分されたものです。

審査の結果、第1号報告の内、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(村上和人君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 共産党の大石であります。社会文教委員長に第38号議案、それから専決処分の第3号報告について、質疑をしたいと思います。

この38号議案の中で、火葬場の使用料が設定されようとしておるんですけれども、決して高いとは

思わないという意見があったということが紹介されましたが、執行部のほうで新しい火葬場についての維持費が2,000万円かかるんだと。2,000万円かかるんだから、こういう料金に設定したのは住民負担を少しでも軽くしておるんだということなんですけれども、2,000万円そのものが正当であるのか、高過ぎるのか、その辺の審議はされたのかをお尋ねをします。

それから、私も広く市民と会っていますけれども、4倍一度に公共料金を値上げするというので、それはもう結構だという声はまだ一人も聞いてないんですけど、委員の中ではやっぱり市民の声に応じて、そんなに一度に4倍も値上げすべきでないというような声は何人かから出なかったんでしょうか。審議の経過をお尋ねをします。

もう一つは、第3号報告についてですけれども、これは審議の中身については一言もなかって、承認を満場一致でしたということなんですけれども、私も長いこと議員をしておりますけれども、皆さんもご承知のように地方税法の施行令の改正というのは、もうそれは何度もやられてきました。

例えば一番早い話が昨年度についても同じように4万円上がりました。でも、全部議会にはかって、議会で審議を経て議決をしたという経過があります。そういう流れから見ても、専決処分したということについて、やっぱりこれは議会議員が、やっぱり意見を上げないと市政がますます市長のワンマンを許すことにつながっていくんじゃないかと思うんです。

議会に与えられた権限はいろいろありますけれども、中でも議決権というのは大きい我々に与えられた権限です。それを、いままでは議案として議会に提案して審議したものが、今回なぜ専決処分にしたか。これで、意見を述べきらないということになると、やはり議会軽視を議会自身が許すことにつながるのではないかと思って、私は危惧しております。その辺、専決処分をしたことについて何か意見は出されなかったのか、どうなのかですね。

それから、よく他市がどう、他市がどうと言われますけれども、他市と比較したことがあるのか。私の調査では別府市の国保会計は赤字会計を続けておりますけれども、それでも最高限度額は69万円です。うちは77万円です。8万円差があります。そういうところもあります。全国的にはもう東京周辺、大阪周辺などはもうほとんどこれ上げておりません。

だから、この点本当に所得割が安かったらいいん

ですけれども、高田の場合は所得割が高いために、もう400万円以下で77万円の課税というは、所得に比べて10パーセントやないんですよ。15パーセントほど税金で取られることになっていますので、私もこれはやっぱり問題とっておりますので、どのようなこの専決処分については意見が出たのか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長(村上和人君) 社会文教委員長明石光子君。

○社会文教委員長(明石光子君) 大石議員の第38号議案についてお答えをいたします。

まず1点目は、使用料についてですけれども、2,000万円が正当であるのかという審議についてはどうだったかということですが、これにつきましては執行部の説明どおりに皆さん了解をしたということで、特に委員長報告以上の審議はございません。

それから、使用料について4倍になることについて、市民からその使用料に関する事で、どなたか委員さんが聞いたことはないのかという、そういった質疑はなかったのかということですが、これについても特に質疑はございませんでした。

それから、第3号報告の健康保険税、国民健康保険税条例の一部改正についてですが、これにつきましては4月1日から施行期日になっているので、専決処分をしたということで担当課の説明を了解をいたしました。

ほかに意見はなかったのかということですが、一つはこれにつきましては国の政令があったからこの時期に上限を上げたいという、そういった理解でいいのでしょうかという委員からの質疑がありました。これにつきましては、国の政令に基づいて市町村で独自に設定するという理解をお願いしたいという説明がございました。

以上でございます。

○議長(村上和人君) ほかに質疑はありませんか。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 1点だけもう一度お尋ねしたいんですが、国保の専決処分の件で、いまありましたように4月1日から法が施行されたので専決処分したんだと、執行部の説明があったということなんです。これは、議案審議の中でも執行部、市長からもそこは強調されたんですけれども、実はこれ毎年同じなんですよ。毎年国会では3月末に議決され、4月1日から施行です。

しかし、いままでは6月議会に提案して、審議して、議決をしたという経過があるんですよ。それを私はあえていまになって専決処分したと、村上議長に代わったので議長がなめられたということじゃないと思うんですけど、やっぱり議長が代われば市長も態度も変わるのかなと思えてならないんですよ。本当に腹が立つんですよ、これね。私は、議長だけじゃなくて、議員全体が市長から軽視されているというように思えてならないんですよ。

社文でも4月1日から施行なんですけど、もしましたら「はい、はい」というんなら、やっぱりもう社文の皆さんも議会軽視をそれぞれもう、事後承認するようなことになるんじゃないかと思うんで、あえてこういった形でもう議会の権限のある問題ですからね、そうするとこの議案は市民生活に影響する問題だけに、やっぱり専決という方法をとらなくて、宇佐みたいに臨時会を開くとか、あるいは6月議会の初日に審議するという方法もあります。やり方はいろいろあるのに、議長にも何にも相談せんまま、4月1日から施行なんだから、やっても何が悪いかと開き直る、それは執行部は間違いだと思いますのでね。それは、議会のほうも執行部に対して間違いということをやっぱり指摘しなかったら、意見、議会はますますなめられることになると思うんですけど、その辺そういうような議論にならなかったんでしょうか。

○議長(村上和人君) 社会文教委員長明石光子君。

○社会文教委員長(明石光子君) 大石議員の再質疑にお答えいたします。

豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正の中で、専決処分に関する部分でお答えをいたします。

委員から専決処分の関係で議長、委員長等に説明した経過はありますかという質疑がありました。この件につきましては、関係課と今後協議の後報告ができれば報告をするという方向で考えていきたいという返答をいただいております。

以上でございます。

○議長(村上和人君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。

6月29日

ます。私は、第38号議案と第3号報告について反対討論をいたします。

最初は、火葬場の使用料大幅値上げが伴う議案についてであります。

豊後高田市の長年の懸案事項の一つでありました新火葬場が間もなく完成する運びとなりました。そのために、新火葬場条例を制定する議案でありますけれども、その中で使用料が現行の4倍、大人で1万2,000円、子ども8,000円に設定することには同意できません。市民は、長年老化した火葬場を使用させられ、火葬状況が思わしくないなど、大変な迷惑を押しつけられてきました。それなのに、新火葬場が変わると同時に公共料金であるこの火葬場の使用料金を一度に4倍に引き上げるのは不当であります。

使用料は、条例で定めて議会で議決すれば徴収できることになってはいますが、私は決して無料にせよなどとは言っていない。一度に4倍も値上げすることは、市民にとって同意できないと思います。私は市民の負担軽減のために、使用料の大幅値上げの伴うこの条例制定に反対いたします。

次は、国保条例の一部改定の専決処分の議案です。

今回の改定は、地方税法等の一部改定がされることに伴って、国保税の限度額を年間4万円引き上げる改定です。高田の国保税は所得に比較して余りにも高過ぎます。試算してみますと、4人家族で年間39.4万円ほどの方、それを超える方は最高限度額年間7.7万円になります。

市長は、法律が4月1日から施行されるんだから、専決処分して何が悪いんかと開き直る発言を本会議でしていましたが、これはこれまでの、先程申したようにこれまでの法改正も同じでありまして、これまでは6月議会で議会に提案して審議をしたわけ。これは今回6月議会の開会が遅れましたけれども、そういう場合は前もって臨時議会も開けるし、初日に開くことも可能であります。さらに据え置くことも可能であります。

私の調査によりますと、別府の場合は6.9万円のまま去年も値上げしない、今年も値上げしないまま据え置いております。全国的にも大都市ほどこの最高限度額を押さえてきております。これも事実です。私は、今後これほど市民に影響を及ぼす条例改定の議案については、やはり議会にちゃんと提案をして審議・議決をします。市長の専決処分すべきであり、市長の専決処分をしたことは議会軽視であり、市長

のワンマン体質に断固抗議をいたします。今後は、市民生活に影響を及ぼす案件などは臨時会でも開催し、議会で審議をすることを要求いたします。

医療費が増加をし、国民健康保険の運営が苦しくなっている状況にありますけれども、その根本は国が国保会計の財政支出を減らして、被保険者の負担を強めてきたからであります。豊後高田市を含めた全国の市町村の国保財政の改善を進めるためには、被保険者の負担を増やす方向ではなくて、政府が削ってきたこの国庫負担を計画的に回復することが必要であると考えます。

よって、今回の専決処分の議案、これをここで承認することには反対します。議員各位のご賛同をお願いし、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（村上和人君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） これにて討論を終結いたします。

○議長（村上和人君） ただ今から採決に入ります。

初めに、第37号議案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく公の施設の内、条例で定める特に重要なものの廃止にあたるので、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

出席議員は20人であり、その3分の2は14人です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者3分の2以上）

○議長（村上和人君） ただ今の起立者は3分の2以上です。

よって、第37号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付の採決表により採決いたします。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、一括採決するものの内、反対のありました第38号議案及び第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。
よって、採決表の中で一括採決するものの内、第38号議案及び第3号報告を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(村上和人君) 次に、反対のありました第38号議案について、起立により採決いたします。
おはかりいたします。
第38号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

○議長(村上和人君) 起立多数であります。
よって、第38号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。
次に、反対のありました第3号報告について、起立により採決いたします。
おはかりいたします。
第3号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

○議長(村上和人君) 起立多数であります。
よって、第3号報告は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(村上和人君) 日程第2、第41号議案を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第41号議案は、教育委員会委員の任命についてございまして、本年8月31日をもって任期が満了する教育委員会委員に、宮崎みゆき氏を任命したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。
本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。
よって、第41号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより第41号議案を採決いたします。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。
よって、第41号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第3、第42号議案を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第42号議案は、公平委員会委員の選任についてございまして、本年8月31日をもって任期が満了する公平委員会委員に、河野清一氏を選任したいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。
本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。
よって、第42号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより第42号議案を採決いたします。

6月29日

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第42号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第4、第43号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第43号議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本年6月30日をもって任期が満了する3名の固定資産評価審査委員会委員に、青山良安氏、水江功治氏、溝部四郎氏を再任したいので、同意を求めます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第43号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第43号議案を採決いたします。

本件中、青山良安氏を固定資産評価審査委員会委員の選任にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、青山良安氏を固定資産評価審査委員会委員の選任にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第44号議案を被推薦人ごと

に採決いたします。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、水江功治氏を固定資産評価審査委員会委員の選任にご異議ありませんか。

次に、本件中、溝部四郎氏を固定資産評価審査委員会委員の選任にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、溝部四郎氏を固定資産評価審査委員会委員の選任にご異議ありませんか。

○議長(村上和人君) 日程第5、第44号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第44号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年9月30日をもって任期が満了する2名の人権擁護委員に、量山由紀子氏、内田芳洋氏を再度推薦することについて、意見を求めます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

第44号議案を被推薦人ごと

に採決いたします。

本件中、量山由紀子氏を人権擁護委員の推薦に同

意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、量山由紀子氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

本案中、内田芳洋氏を人権擁護委員の推薦に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、内田芳洋氏を人権擁護委員の推薦に同意することに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第6、第45号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第45号議案は、固定資産評価員の選任についてでございます。固定資産評価員に、渡辺功司氏を選任いたしたいので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

(「議長、本人はいいですか。退席になっていますね。」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 本件について退席の対象にはなりません。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第45号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長(村上和人君) 日程第7、意見書案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持及び教育予算拡充を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、多くの都道府県で、子どもたちの実態に並び、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされております。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとってもきわめて重要なことであります。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えております。教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコについて下位から2番目となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことや、地方交付税削減の影響、地方交付税化された旅費・教材費が満額使われていない現状からも、自治体において教育予算といえども現状維持すら厳しくなっております。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一人ひとりにきめ細かな教育を保障するためには、30人以下学級や複式学級の解消などの教育条件が必要であります。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならないと思います。

つきましては、義務教育の根幹を守り、最善の教育環境を提供するために、下記の2項目について、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要望します。

以上、本意見書案について、ご協賛くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和人君) おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

6月29日

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 提案者にちょっとお尋ねしたいんですけども、この種の意見書は毎年1回議決をして関係機関に出してきたんですけども、私も賛成しますが、もう1件、いま2件のことを要求するんですけど、もう1件付け加えていただいたほうが、ちょっといまの豊後高田の状況からもマッチするんじゃないかと思うんです。

確かに、子どもをやっぱ豊かな教育を保障するというのは本当に社会問題なんですけれども、いまなかなか仕事がない、仕事が減ったなどで所得が減ってきている人が多いんですよ。だから、全国的に就学援助を求める家庭が増えてきているんです。

これは、以前は補助事業だったけれども、いまは地方交付税措置に変わったわけですね。それで全国的にはもういろんな市町村の都合で、制度を改悪する枠を狭めることになっているんですよ。しかし、そのために、みんなと一緒に教育を受けて修学旅行にも行きたい、社会見学にも行きたい、しかし旅費の負担ができない、給食料を滞納するからなかなか変な目で見られて、あーと、なるという子どもも出るような状況じゃあいかんと思うんですよ。

そのために、そういう経済的な困難な家庭には就学援助制度というのができているわけで、文科省も枠を広げたわけですね。対象枠を。高田の場合は、今年度から実施することになりまして、これ私は評価しているんですけども、しかし予算枠全体を、地方交付税に占めるこの就学援助の予算枠を増やしてくれということの一つ入れないと、前みたいに兄弟二人あったら一人分になるとかね、いろいろ高田でも問題があってきたんですよ。

いまは、この数十年の間で一番いい状況になっています。高田の場合はね。過去に比べたら一番いい状況なんですけれども、予算が減らされたら、対象者には出したい、その分もう枠を、いわゆる限度額を減らそうということにつながっていくんでね。恐れがありますので、何とかこういう意見書を出すんならば、就学援助の国の予算も増額しよと。これ、

私ども毎回県庁で交渉して、県の教育委員会も国に上げるというように約束をしているんですけど、もちが明いてないんでね、同じここで意見書を出すんならばもう1項目就学援助の予算増額を付け加えることはできないだろうかという質問です。

以上です。

○議長(村上和人君) 2番近藤紀男君。

○2番(近藤紀男君) 大石議員の質問にお答えをいたします。

就学援助の国の予算の増額をとということで1項目追加をしていただきたいということでもありますけども、趣旨は重々理解はできます。今回は、この2点について要望したいと思いますが、今後の検討課題として受け止めさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長(村上和人君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については原案のとおり可決されました。

○議長(村上和人君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

6月29日

豊後高田市議会議員 山田秀夫

〃 松本博彰